

## 歯科技工所開設届について

歯科技工所を開設した場合、以下の届出が必要となります。

書類につきましては、下記以外にも必要となる場合もありますので、事前にご相談ください。

様式は、名古屋市公式ウェブサイトからダウンロードすることができます。

### 1 歯科技工所開設届

- |      |  |
|------|--|
| 提出先  | 開設する歯科技工所の所在区によって異なります。<br>①所在区が千種、昭和、瑞穂、名東区の場合<br>千種保健センター保健管理課医療安全担当<br>(電話番号：052-753-1963)<br>②所在区が西、中村、熱田、中川区の場合<br>中村保健センター保健管理課医療安全担当<br>(電話番号：052-481-2239)<br>③所在区が東、北、中、守山区の場合<br>中保健センター保健管理課医療安全担当<br>(電話番号：052-265-2254)<br>④所在区が港、南、緑、天白区の場合<br>南保健センター保健管理課医療安全担当<br>(電話番号：052-614-2827) |
| 提出期限 | 開設後10日以内<br>※ 建築検討図面を作成の段階で事前にご相談ください。   |
| 提出部数 | 2部(添付書類を含む)<br>1部 保健センター提出用<br>1部 開設者控用(收受印を押印のうえ返却いたします)  |
| 添付書類 | ①従事する歯科医師又は歯科技工士の免許証の写し<br>※ 平成18年度以降の歯科医師免許取得者は臨床研修修了登録証が必要<br>②付近の見取図<br>③平面図(構造設備・各室の名称用途・機器の配置を明記)<br>④フロア図<br>⑤土地、建物を開設者が賃借して開設する場合は、賃貸契約書(開設者本人が借りていることが分かるもの)の写し<br>※ 使用目的は歯科技工所であること。<br>⑥履歴事項全部証明書(法人開設の場合)   |
| その他  | ①及び⑤については原本もご持参ください。保健センターにて原本照合<br>します。⑥については、2部のうち1部は写しでも可です。<br>なお、建築基準法により用途地域等に規制がありますのでご留意<br>ください。  |